

株式交換に係る事前開示書類

(会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

令和元年 12 月 26 日

S R S ホールディングス株式会社

令和元年12月26日

株式交換に係る事前開示事項

大阪市中央区安土町二丁目3番13号
大阪国際ビルディング30階
SRSホールディングス株式会社
代表取締役執行役員社長 重里 政彦

当社は、令和元年12月26日付で株式会社家族亭（以下、「家族亭」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、令和2年2月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、家族亭を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法794条第1項、会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条1項4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法794条第1項、会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 1 号）

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換は会社法第 799 条第 1 項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

SRS ホールディングス株式会社（以下「SRS」という。）と株式会社家族亭（以下「家族亭」という。）とは、株式交換を行うため、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換の方法）

第1条 SRS及び家族亭は、SRSを株式交換完全親会社、家族亭を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、SRSは、本件株式交換により家族亭の発行済株式の全部を取得する。

（商号及び住所）

第2条 SRS及び家族亭の商号及び住所は次のとおりとする。

（1）SRS（株式交換完全親会社）

商号：SRS ホールディングス株式会社

住所：大阪市中央区安土町2丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階

（2）家族亭（株式交換完全子会社）

商号：株式会社家族亭

住所：大阪市北区茶屋町8番34号

（株式の割当て）

第3条 SRSは、本件株式交換に際して、本件株式交換が効力を生ずる時点の直前時の家族亭の株主名簿に記載または記録された株主であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「H20」という。）に対して、その所有する家族亭の株式の合計数に0.2219を乗じて得た数のSRSの株式を交付する。

2 SRSは、本件株式交換に際して、H20に対し、その保有する家族亭の株式1株につき、SRSの株式0.2219株をもって割り当てる。

3 本件株式交換に伴い、H20に割り当てたSRS普通株式のうち、1株に満たない端数については、会社法第234条第4項及び第5項の規定に基づき処理するものとする。

（効力発生日）

第4条 本件株式交換の効力発生日は、2020年2月1日とする。ただし、株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、SRS及び家族亭が協議の上、これを変更することができるものとする。

(SRSの資本金及び準備金等)

第5条 本件株式交換により増加するSRSの資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則39条の定めに従い、SRSが定めるものとする。

(株式交換の承認)

第6条 家族亭は、2020年1月31日までに、株主総会を招集し、本契約の承認及び株式交換に必要な事項の決議を経るものとする。

2 本件株式交換の進行上必要がある場合には、SRS及び家族亭が協議の上、前項の期日を変更することができる。

(簡易株式交換)

第7条 SRSは、会社法796条2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を経ないで本件株式交換を行う。ただし、会社法796条3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、SRSは、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。

(善管注意義務)

第8条 SRS及び家族亭は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめSRS及び家族亭が協議して合意の上実行するものとする。

(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

第9条 本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、①SRS若しくは家族亭のいずれかの財産状態若しくは経営状態について重大な変動が発生した場合、②本件株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が発生・判明した場合、③その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、SRS及び家族亭は、相互に協議の上、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める家族亭の株主総会(若しくは第7条ただし書きに規定する場合におけるSRSの株主総会)の決議による承認が得られなかったとき、又は法令に定める関係官庁の承認が得られなかったときは、その効力を失う。

(秘密保持)

第11条 SRS及び家族亭は、本契約により相手方より開示を受けた相手方の経営上・技術上の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号に該当する情報については、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 相手方からの開示後に自らの帰責事由によらず公知となった情報
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 相手方から開示を受けた情報に依拠することなく自ら開発した情報
- (5) 法令又は官公庁の命令により開示を強制される情報

(反社会的勢力の排除)

第12条 SRS及び家族亭は、自己及び自己の役員（これに準ずる者を含む。以下同じ。）が、現在はもちろん将来においても、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当せず、かつ次のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 SRS及び家族亭は、他の当事者が前項の表明、保証に違反し、又は他の当事者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、何らの催告を要せず、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他方当事者の信用を毀損し又は他の当事者の業務を妨害する行為
- (5) その他(1)から(4)までに準ずる行為

(紛争処理)

第13条 本契約に定めのない事項及び本契約に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、SRS及び家族亭は、信義に従い誠実に協議してその解決にあたる。

2 SRS及び家族亭は、前項の協議で解決できない場合、本契約に関する一切の紛争についての第一審の専属的管轄裁判所を大阪地方裁判所とすることに合意する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、SRS及び家族亭が記名押印の上、各自その1通を保有する。

2019年12月26日

SRS

住 所 大阪市中央区安土町2丁目3番13号
大阪国際ビルディング30階

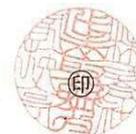
会社名 SRSホールディングス株式会社
代表取締役執行役員社長 重里 政彦



家族亭

住 所 大阪市北区茶屋町8番34号

会社名 株式会社家族亭
代表取締役社長 中本 孝



別紙2 会社法第768条第1項2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	家族亭 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	0.2219
株式交換により交付する株式数	SRSホールディングス(株)の普通株式：1,560,144株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

本株式交換においては家族亭の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.2219株を割当て交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事会社間で協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式1,560,144株を割当て交付する予定です。なお、当社はかかる交付に当たり、新たに発行する普通株式を使用する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなる家族亭の株主においては、係る単元未満株式を金融商品取引市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、当社の単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

① 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株主が当社に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

② 単元未満株式の買取制度(1単元への買増し)

会社法第194条第1項の規定及び当社の定款の規定に基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と合わせて1単元株式数(100株)となる数の株式を当社から買い増すことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数株の割当てを受けることとなる家族亭の株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに基づき、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数ある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する当社の普通株式を売却し、係る売却代金をその1株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなる家族亭の株主にお支払いいたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換の株式交換比率算定に当たり、公正性・妥当性を確保するため、ダフ・アンド・フェルプス株式会社(以下、「ダフ&フェルプス」といいます。)を第三者機関として選定し、また、弁護士法人マーキュリー・ジェネラル(以下、「マーキュリー・ジェネラル」といいます。)を法務アドバイザーとして選定いたしました。

当社は、ダフ&フェルプスによる株式価値算定の結果を参考し、マーキュリー・ジェネラルからの助言、

当社が家族亭に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断し、当社の取締役会において、家族亭との間で株式交換契約を締結することを決議いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに各社との関係

ダフ&フェルプスは、当社及び家族亭から独立した第三者機関であり、各社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しておらず、公平性を担保できております。

② 算定の概要

当社の株式価値につきましては、当社が上場会社であることから市場株価平均法により算定を行いました。市場株価平均法では、東京証券取引所における、令和元年6月8日（同日を含む。）から令和元年11月7日（同日を含む。）までの各取引日（但し、取引が行われなかった日を除く。）の当社の普通株式1株当たりの終値の単純平均値（但し、小数点以下を四捨五入する。）を採用いたしました。算定基準日を令和元年11月7日としたのは、以降、当社の株価に大きな変動は生じていないためであります。

一方、家族亭の株式価値については、非上場会社であることを勘案し、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）及び類似会社比準法を採用し、算定を行いました。ダフ&フェルプスは家族亭の株式価値の算定に際し、当社及び家族亭から提供された財務諸表、令和2年3月期から令和7年3月期の利益計画等や一定の前提・仮定を基に算定しております。なお、ダフ&フェルプスが提出した家族亭の株式価値の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の家族亭の評価レンジは下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
DCF法	0.171～0.242
類似会社比準法	0.240～0.330

家族亭の利益計画においては、経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、大幅な増減益は見込んでおりません。

3. 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

4. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。下記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

- (1) 増加する資本金の額 0円
- (2) 増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 増加する利益準備金の額 0円

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類の内容

次ページ以降をご参照ください。

第 68 期 計算書類及び附属明細書

2018年 4月 1日から

2019年 3月31日まで

株式会社 家族亭

貸借対照表

2019年 3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,075,753	流動負債	1,155,552
現金及び預金	133,889	買掛金	444,691
売掛金	403,764	1年内返済予定 長期借入金	28,933
商品及び製品	10,560	未払金	411,836
原材料及び貯蔵品	160,506	未払費用	92,370
前払費用	48,884	未払消費税等	43,760
短期貸付金	231,366	未払法人税等	25,118
未収入金	88,052	預り金	26,329
その他	6,919	賞与引当金	82,327
貸倒引当金	△ 8,191	その他	185
固定資産	3,838,609	固定負債	2,949,403
有形固定資産	2,050,762	長期借入金	2,282,278
建物	1,208,934	再評価に係る 繰延税金負債	48,786
構築物	6,888	退職給付引当金	157,711
機械及び装置	20,711	役員退職慰労引当金	40,150
工具器具及び備品	140,661	長期預り保証金	129,136
土地	666,768	資産除去債務	291,341
建設仮勘定	6,796	負債合計	4,104,956
無形固定資産	5,085	(純資産の部)	
借地権	1,400	株主資本	720,394
ソフトウェア	1,177	資本金	10,000
施設利用権	2,057	資本剰余金	157
その他	451	その他資本剰余金	157
投資その他の資産	1,782,761	利益剰余金	710,237
投資有価証券	0	利益準備金	61,975
長期貸付金	17,197	その他利益剰余金	648,261
長期前払費用	7,463	固定資産圧縮積立金	17,710
差入保証金	1,496,649	別途積立金	530,000
繰延税金資産	263,184	繰越利益剰余金	100,550
その他投資	7,797	評価・換算差額等	89,012
貸倒引当金	△ 9,529	土地再評価差額金	89,012
資産合計	4,914,363	純資産合計	809,406
		負債・純資産合計	4,914,363

損益計算書

2018年 4月 1日から
2019年 3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,778,825
売上原価		7,848,717
売上総利益		930,107
その他営業収入		80,592
営業総利益		1,010,700
販売費及び一般管理費		910,028
営業利益		100,671
営業外収益		
受取利息	643	
その他	5,863	6,507
営業外費用		
支払利息	5,676	
グループ手数料	3,020	
その他	5,053	13,749
経常利益		93,429
特別利益		
災害関連保険収入	24,642	
その他	1,018	25,660
特別損失		
固定資産売却損	193	
固定資産除却損	1,868	
撤去費	2,757	
減損損失	1,988	
店舗閉鎖損失	28,081	
災害関連損失	16,932	
システム移行費用	14,000	65,821
税引前当期純利益		53,268
法人税、住民税及び事業税		25,087
法人税等調整額		6,573
当期純利益		21,608

株主資本等変動計算書

2018年 4月 1日から

2019年 3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金				
						固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000	-	157	157	61,975	18,853	530,000	82,510	693,340	703,497
当期変動額										
固定資産圧縮 積立金の取崩						△ 1,142		1,142	-	-
剰余金の配当								△ 4,710	△ 4,710	△ 4,710
当期純利益								21,608	21,608	21,608
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 1,142	-	18,039	16,897	16,897
当期末残高	10,000	-	157	157	61,975	17,710	530,000	100,550	710,237	720,394

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	-	89,012	89,012	792,509
当期変動額				
固定資産圧縮 積立金の取崩				-
剰余金の配当				△ 4,710
当期純利益				21,608
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				-
当期変動額合計	-	-	-	16,897
当期末残高	-	89,012	89,012	809,406

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② テリパティブ評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切上げの方法)

原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切上げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～47年
構築物	3年～50年
機械及び装置	7年～10年
車両運搬具	5年
工具器具及び備品	2年～20年

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について、改正後の法人税法に基づく償却方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備えるため、過去の貸倒発生率及び債権の個別評価に基づいて回収不能額を見積計上しております。
- ②賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①ヘッジ会計の方法
- イ ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件をみたしておりますので、特例処理を採用しております。
- ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金利息
- ハ ヘッジの方法 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
- ニ ヘッジ有効性評価の方法 リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップ契約を締結しております。
- i 金利スワップの想定元本と長期借入金の元本金額が一致している。
 - ii 金利スワップと長期借入金の契約期間及び満期が一致している。
 - iii 長期借入金の変動金利のインデックスと金利スワップで受払いされている変動金利のインデックスが一致している。
 - iv 長期借入金と金利スワップの金利改定条件が一致している。
 - v 金利スワップの受払い条件がスワップ期間を通して一定である。
- 従って、金利スワップの特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略しております。
- ②消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
ただし、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建	物	95,136 千円
土	地	610,277 千円
計		705,413 千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の		
長期借入金		1,825 千円
計		1,825 千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 2,799,397 千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	228,180 千円
短期金銭債務	27,108 千円
長期金銭債務	2,282,278 千円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法に従い路線価格等に合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

3. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当期において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

資産グループ名	用途	場所	種類	減損損失
家族亭三宮店	営業店舗	神戸市中央区	建	745
			工具器具及び備品	692
家族亭志木店	営業店舗	埼玉県志木市	建	143
			工具器具及び備品	407

当社は原則として各店舗と各賃貸資産を単位として資産グループとしております。各店舗については、営業損益が前期において赤字であり、当期黒字化が達成できず、今後も黒字化の見通しが立たなくなったため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。各店舗資産の回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額は、零として評価しており、割引率の記載は省略しております。

その結果、減損損失1,988千円を特別損失に計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数 普通株式 7,030,845株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

2018年6月19日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	4,710,666円
②1株当たりの配当額	67銭
③基準日	2018年3月31日
④効力発生日	2018年6月20日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2019年3月期にかかる定時株主総会の議案として、次のとおり上程することを予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	6,468,377円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たりの配当額	92銭
④基準日	2019年3月31日
⑤効力発生日	2019年6月20日

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物	1,112,388	(注2) 205,532	2,650 (注1) (888)	151,337	1,208,934	2,254,603	3,463,537
	構築物	7,062	929	—	1,103	6,888	67,941	74,829
	機械及び 装置	25,713	—	—	5,001	20,711	12,658	33,370
	車両 運搬具	0	—	—	—	0	—	0
	工具器具 及び備品	131,514	(注2) 81,004	1,514 (注1) (1,100)	70,342	140,661	464,193	604,855
	土地	666,768	—	—	—	666,768	—	666,768
	建設仮勘定	8,588	14,031	15,822	—	6,796	—	6,796
	計	1,952,037	346,497	19,987 (1,988)	227,785	2,050,762	2,799,397	4,850,159
無形 固定 資産	借地権	1,400	—	—	—	1,400	—	—
	ソフトウェア	1,702	680	—	1,205	1,177	—	—
	その他	1,372	1,742	—	605	2,508	—	—
	計	4,474	2,422	—	1,811	5,085	—	—

(注) 1. 当期減少額欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

(1) 建物	うどんの詩ラスカ平塚店 内装工事等	40,190 千円
	家族庵アリオ札幌店 内装工事等	38,927 千円
	花旬庵町田モディ店 内装工事等	31,817 千円
	旬の舞青葉台東急スクエア店 内装工事等	26,839 千円
	家族亭ならファミリー店 内装工事等	26,564 千円
	家族庵駿河湾沼津S A店 内装工事等	14,623 千円
(2) 工具器具及び備品	家族庵駿河湾沼津S A店 厨房機器等	11,923 千円
	花旬庵町田モディ店 厨房機器等	10,152 千円
	旬の舞青葉台東急スクエア店 厨房機器等	9,296 千円
	うどんの詩ラスカ平塚店 厨房機器等	8,426 千円
	家族亭ならファミリー店 厨房機器等	8,089 千円
	家族庵アリオ札幌店 厨房機器等	7,666 千円

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	16,505	8,798	7,583	17,720
賞与引当金	80,009	82,327	80,009	82,327
退職給付引当金	148,535	18,601	9,425	157,711
役員退職慰労引当金	36,973	4,838	1,661	40,150

3. 売上原価の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
商 品 原 価	2,448,878	
給 与 手 当	2,280,393	
賞 与	106,940	
退 職 給 付 費 用	14,465	
法 定 福 利 費	205,261	
厚 生 費	25,505	
求 人 費	22,597	
販 売 手 数 料	58,118	
消 耗 品 費	219,046	
運 送 費	310,201	
水 道 光 熱 費	416,772	
賃 借 料	943,544	
共 益 費 負 担 金	151,536	
修 繕 費	26,806	
情 報 シ ス テ ム 費	5,204	
広 告 宣 伝 費	86,521	
租 税 公 課	17,530	
旅 費 交 通 費	7,305	
通 信 費	27,764	
委 託 業 務 費	114,811	
減 価 償 却 費	216,942	
そ の 他	142,564	
合 計	7,848,717	

4. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	51,754	
給 与 手 当	353,975	
賞 与	34,909	
退 職 給 付 費 用	4,646	
法 定 福 利 費	61,002	
厚 生 費	3,482	
求 人 費	31,954	
消 耗 品 費	30,123	
水 道 光 熱 費	4,971	
賃 借 料	56,122	
共 益 費 負 担 金	9,926	
修 繕 費	2,942	
情 報 シ ス テ ム 費	64,141	
広 告 宣 伝 費	23,210	
租 税 公 課	10,082	
旅 費 交 通 費	44,531	
通 信 費	18,756	
委 託 業 務 費	41,571	
減 価 償 却 費	12,653	
そ の 他	49,269	
合 計	910,028	

第 68 期 事業報告及び附属明細書

2018年 4月 1日から
2019年 3月31日まで

株式会社 家族亭

事業報告

2018年4月1日から

2019年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期につきましては、顧客に頻度高く来店していただくための新たな商品開発や各店舗の顧客ターゲットに合った様々な取り組みによる集客増での売上高の嵩上げを図ったものの、5月の気温不順、6月の大阪北部地震、7月の集中豪雨や台風に加え、9月の北海道地震など、相次いだ天候不順や災害の影響が重なったこともあり、直営店舗の既存店売上高は6期ぶりに前期を下回る結果となりました。

当期の主な取り組みといたしましては、産地の旬の特徴のある素材を使ったメニューが人気の「季節フェア」が3年目に入り、既存の「越後新潟フェア」「信州フェア」「四国フェア」「九州フェア」をさらに進化させるとともに、新たな取り組みとして、より多くの集客が見込める「北海道フェア」を本格的に全社で展開し、顧客に好評を博しました。こうした取り組みにより、「第27回優良外食産業表彰」の国産食材利用推進部門で最優秀の「農林水産大臣賞」も受賞することが出来ました。

また、現状の外食業界のトレンドや顧客ニーズなどを元に新たに開発した「寿司メニュー」「常温メニュー（焼き飯・ハンバーグ）」、より女性顧客を意識してメニュー改良を実施した「鍋メニュー」の導入など、顧客を飽きさせない付加価値の高い様々な取り組みを継続して実施してまいりました。

さらに、前期に好評であった「夏の新そばフェア」を本年は沖縄県宮古島産を皮切りに産地リレー方式で展開するとともに、外食需要の高まる夏休みや冬休みに実施した「ごちそうメニュー」などの販促商品のさらなる充実、強化を図りました。

加えて、新たな販売促進施策として、国内企業1万社・600万人の従業員が利用している福利厚生サービス「リロクラブ」の会員向け特典の提供などによる一層の集客強化を図り、1ヶ月平均約2,000人の方に利用していただくなど、売上の拡大に努めてまいりました。

店舗運営につきましては、業務の効率化を目的にパート化の促進、セントラルキッチン化、店舗オペレーションの改善など様々な施策を重ね、働き方改革を推進してきました。これにより、店舗の正社員の時間外労働時間は前期比60%と、大幅な削減となりました。

国内の営業網の整備につきましては、7月の駿河湾沼津サービスエリア店の出店は、今後の高速道路のサービスエリアへの出店の足掛かりとなったほか、3月の「旬の舞青葉台東急スクエア店」は天ぷらとだし料理を提供する麺業態以外での新業態店舗として、今後出店を加速していくうえでの大きな戦力となるなど、一部既存店舗の大規模改装の実施も含め積極的な出店、改装に努めました。

その結果、直営店舗は出店7店、閉店4店により93店舗に、FC店舗は出店1店、閉店6店により76店舗に、これに海外店舗1店舗、提携店舗4店舗を加えた当期の店舗数は、前期末より2店舗減少し、合計174店舗となりました。

このような活動の結果、当期の業績は売上高87億7千8百万円（前期比1.1%増）、営業利益1億円（前期比48.5%減）、経常利益9千3百万円（前期比49.5%減）、当期純利益2千1百万円（前期比37.3%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

当社は、資金使途別の資金需要に機動的に対応するため、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社のキャッシュ・マネジメント・システムを利用しております。その結果、当期末における借入残高は、基礎資金21億9千7百万円、投資資金1億1千1百万円、総額23億9百万円となりました。

(3) 設備投資の状況

当期に実施しました設備投資の総額は3億3千3百万円で、その主なものは新規出店及び店舗改装に伴う内装・厨房設備の取得等であります。

(4) 対処すべき課題

当社は、2016年度に新設した関西エリアでの製造拠点である中津セントラルキッチンに続き、当施設の第2期工事や関東エリアにおけるセントラルキッチンの新設について、業務内容の検討と選定を進めてまいります。

また、営業店舗においては店舗ごとの顧客ターゲットの動向を注視し、顧客に飽きられない新規メニューの開発・導入を継続して推し進めることでの既存店強化の取り組みをしてまいります。

さらに、2018年度に新業態として出店した「天ぷら」「だし料理」の店舗につきましても出店拡大を図るとともに、当社の強みが生かせる新たな業態開発などにも積極的に取り組んでまいります。

なお、2019年度は、直営店7店、FC店3店、合計10店舗の出店を計画しております。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 65 期	第 66 期	第 67 期	第 68 期
	(2015年4月～ 2016年3月)	(2016年4月～ 2017年3月)	(2017年4月～ 2018年3月)	(2018年4月～ 2019年3月)
売上高	8,565	8,475	8,683	8,778
営業利益	302	305	195	100
経常利益	363	292	185	93
当期純利益	164	136	15	21
1株当たり 当期純利益	23円43銭	19円44銭	2円24銭	3円7銭
総資産	4,541	4,660	4,734	4,914
純資産	730	817	792	809

(6) 主要な事業内容

当社は、『そば・うどん』を主とした飲食店の経営と、FC店舗への業務用食材等の販売を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本店（本社事務所）	大阪市北区茶屋町8番34号（大阪府中央区伏見町四丁目2番14号 WAKITA藤村御堂筋ビル2階）
関東営業所	東京都千代田区神田小川町一丁目1番15号 D&F御茶ノ水ビル4階
営業店舗	大阪府26店他 全93店舗（直営店）
中津セントラルキッチン	大阪市北区中津3丁目104
関西工場	大阪府摂津市鳥飼上二丁目1番28号
関東製麺工場	東京都大田区南六郷2丁目5番7号 ウィング南六郷1階

(8) 使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合 計	223名	5名減	40.6歳	14.2年

(注) 1. 上記使用人数には、受入出向者が3名含まれております。

2. 上記使用人数のほかに、臨時従業員が1,955名おります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社はエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社で、同社は当社の株式を7,030,845株（出資比率100%）保有しております。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	2,309,386
株式会社三菱UFJ銀行	1,825

2. 株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 14,300,000株
 ②発行済株式の総数 7,030,845株
 ③当期末の株主数 1名
 ④上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	7,030,845株	100.0%

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等(2019年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	担当及び重要な兼職の状況
中本 孝	代表取締役社長	営業統括本部長
後藤 秀明	代表取締役	専務執行役員 管理本部長兼経理部長
三木 信夫	取締役	専務執行役員 購買本部長
宇野 賢次	取締役	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 執行役員
瀧本 和伸	監査役	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 監査等委員会室室長

〈ご参考〉2019年4月1日現在の役員の状況

取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	担当及び重要な兼職の状況
中本 孝	代表取締役社長	
後藤 秀明	代表取締役	専務執行役員 管理本部長兼経理部長
三木 信夫	取締役	専務執行役員 営業統括本部長兼購買本部長
宇野 賢次	取締役	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 執行役員
瀧本 和伸	監査役	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 監査等委員会室室長

4. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適性を確保するための体制

2015年9月17日の取締役会で以下のとおり内部統制の基本方針を決議いたしました。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[コンプライアンス]

- 1) 当社は、H2Oリテイリンググループ会社として、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下、H2Oといいます）が制定する「H2Oリテイリンググループ行動規範」及び「グループコンプライアンス規程」を承認し、自社におけるコンプライアンスの推進を行います。
- 2) 当社のコンプライアンス推進の責任者を社長とし、「H2Oリテイリンググループ行動規範」に定める倫理・法令・ルールに基づき行動するための基本姿勢を使用人等に周知させます。
- 3) 当社は、「グループコンプライアンス規程」に基づき、H2Oリテイリンググループにおけるコンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的に設置された「グループコンプライアンス委員会」の活動に参加し、コンプライアンスの諸施策の推進と情報の共有化を図ります。
- 4) 当社は、内部通報制度において外部機関が運営する通報制度を設置しております。また、内部通報・相談を行った者を当該通報・相談を行ったことを理由に不利な取扱いはいたしません。

[反社会的勢力の排除]

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じず、H2Oや警察、弁護士など外部の専門家との連携を強化し、反社会的勢力との関係遮断に向け取り組みます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、各種会議の議事録、稟議書、取締役の職務の執行に係る社内文書、契約書等外部と作成した文書その他の文書（電子情報によるものも含む）について、保管部門、保管方法、保存期間等を定めた各種規定を制定し、適切に保存・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[リスク管理体制]

- 1) 当社は、リスクの未然防止とリスク発生時の損失最小化を図るため「リスク管理規程」を定め、リスクの所在・種類を把握し、自社の特性に応じたリスクの未然防止とリスク発生時の損失最小化を図ります。
- 2) 当社におけるリスク管理の責任者を社長とします。
- 3) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、緊急時連絡網を構築し、リスク発生時における報告・指示系統を明確にします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役会規則（付議基準）、職制に基づく所管事項又は受命事項の処理に関する手続を定めた決裁規程を制定し、権限と責任の所在を明確にします。
- 2) 当社は、執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図ります。

3) 当社は、H2Oが作成するH2Oリテイリンググループの長期事業計画を踏まえ、当社中期計画を策定するとともに、毎事業年度計画の進捗状況を検証し、必要に応じてH2Oと協議のうえ目標を修正しつつ、当社中期計画の実現に精力します。

⑤ 親会社への報告の体制その他H2Oリテイリンググループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、H2Oリテイリンググループの定める「グループ会社管理規程」を承認し、「グループ会社管理規程」に基づき、経営計画、営業政策その他重要な業務執行について、H2Oへ報告し、承認を得るものとします。

⑥ 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこと確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役会その他の重要会議へ監査役の出席を求め、重要案件については、稟議書を監査役に回付するとともに、監査役からの要請に応じ報告するものとします。
- 2) 当社の取締役及び使用人等は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに監査役にも報告するものとします。
- 3) 当社の取締役及び使用人等は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとするほか、監査役の監査が実効的に行われるよう監査役に協力するものとします。
- 4) 監査役へ報告を行った取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしません。

(2) 当期における運用状況の概要

- ① 当社は、H2Oリテイリンググループ会社として、業務の適正を確保するため「H2Oリテイリンググループ行動規範」「グループコンプライアンス規程」に従うとともに、グループ会社が遵守すべき基本事項をまとめた「H2Oグループ運営ルール」に基づき、周知徹底を図っております。
- ② コンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、企業倫理・リスク管理委員会を定期的開催し、店内事故や労働災害の発生状況、コンプライアンス・ホットライン通報状況、内部監査の実施状況に関する情報の共有化を図りました。
- ③ 内部通報制度につきましては、H2Oリテイリング株式会社が運営する通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、継続的に運用するとともに、その状況については全取締役に対し報告をしております。なお、当期の通報件数は5件であります。
- ④ 社長や役員を対象にしたH2Oリテイリング株式会社の主催するH2Oコンプライアンス連絡会（リスクマネジメントの取組み、ソーシャルメディア利用への対応等）に、出席いたしました。当社はそれに伴い「2018年度リスクマップ」を作成し、リスク管理体制を強化するとともに、「ソーシャルメディア運用管理規程」を制定し、ソーシャルメディア利用における留意点等につき、従業員への周知徹底を図りました。
- ⑤ 反社会的勢力への対応については、契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取組みを、継続して実施しております。

⑥監査を支える体制においては、内部監査を担当する専任スタッフ1名を配置するとともに、監査役は経営会議など重要な会議にも出席しております。また総務、人事、経理、内部監査等の責任者からは、監査役へ定期的に報告を行っております。

(注) 事業報告書中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び百分率については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

附 属 明 細 書

当社取締役及び、監査役と他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況の明細

重要な兼職の状況は、事業報告 3. 会社役員に関する事項 取締役及び監査役の氏名等に記載のとおりです。

以上